

南三陸病院職員募集

南三陸病院勤務の職員採用試験を次のとおり実施します。(令和3年4月1日採用予定)

●職種・採用予定人数

看護師 (5人程度)
薬剤師 (2人程度)



きるもの)
・各職種の免許証の写し(在学中の場合は、卒業見込証明書と成績証明書)
・職務に関する経歴書(任意様式)
・受験票を送付する封筒(84円切手を貼り宛名を明記)
※受験申込書については、病院事務部で配布しているほか、病院ホームページからダウンロード可能です。

●受験資格

昭和51年4月2日以降に生まれた人で、募集する各職種の免許を有する人または免許の取得が見込まれる人

その他、日本国籍を有する人などの事項が受験資格として必要となりますので、詳しくは病院事務部で配布する採用試験案内または病院ホームページを確認ください。

●試験日および会場

日時 令和3年2月2日(火) 午後1時30分～
会場 総合ケアセンター南三陸 2階大会議室

●試験の内容

作文および面接

●申込書類

・受験申込書(最近3カ月以内に撮影した写真を貼付)
・市販の履歴書、健康診断書(就労の可否が判断で

●受付期間

令和2年12月1日(火)～令和3年1月22日(金)
※受け付けは、平日の午前8時30分から午後5時まで。(郵送の場合は、令和3年1月22日(金)必着)

●合格発表

令和3年2月16日(火)に役場掲示場および病院ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

●問い合わせ・申込先

南三陸病院事務部総務係 ☎46-3664
〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～12月11日は「要配慮者への支援に向けた活動を行う日」です～

要配慮者とは

「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人」をいうものとされています。
要配慮者は、災害の発生時における避難行動や避難所での生活などにおいて配慮が必要とされ、また、災害の発生時に限らず日々の生活においても、ご家庭や地域における気配り・心配りが必要と考えられます。



要配慮者への気配り、心配りについて

日ごろから、例えば、振り込め詐欺の被害に遭わないよう、遭わせないよう、その日その日のご家族の行動について朝食時に確認するといったことや、ご家族の家庭内での事故防止について話し合い、できることから実践するといったことも、ご家族が安心して暮らせる日々の生活(安全)を確保する上では、身近で重要な取り組みの一つです。

また、事件・事故に遭わないよう、遭わせないよう、地域において目配り・お声掛けを心がけていただくことも、地域全体の安全・安心の土台となるものと考えます。

日々のそうした取り組みは、災害の発生時など非常時における円滑な支援の実施につながります。
年末・年始を迎え、ご家族・ご親戚が集うなどするこの時期、要配慮者の人が安心して暮らせることのできる安全な環境について、あらためて話し合いを持ちましょう。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

南三陸町新型コロナウイルス独自支援

家賃等支援給付金のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により経営が悪化し、国による家賃支援給付金の対象外となる事業者を対象に店舗および土地などの家賃分を給付します。

●支給対象者

- ①町内に本店を有し事業を営む中小企業者または小規模企業者のうち、次に掲げる業種
建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業(他に分類されないもの)
- ②令和元年12月31日以前から事業を行い、引き続き町内で事業を継続する意思がある者
- ③令和2年5月から令和2年12月までの間において、次のいずれかに当てはまること。
ア 事業収入が前年同月比で20%以上50%未満減少した月があること。
イ 連続する3カ月間の事業収入の合計が、前年同期間の事業収入の合計と比較して20%以上30%未満減少した期間があること。
- ④令和元年12月31日以前から他人の土地・建物を事業のために使用し、家賃などの支払いを行っていること。
- ⑤代表者や役員、従業員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

【注意】次に該当する者は、給付金の対象外です。

- ①国の家賃支援給付金に該当する者
- ②賃貸人と借借人が同じであると認められる者
または配偶者や一親等以内の親族間と認められる者

●給付金の対象となる店舗および土地

町内にある店舗、事務所、工場などの建物および事業に使用する土地

【注意】現場事務所や事業用以外の物件および転賃物件は対象外です。

●給付金額

- ①家賃などが月額20万円未満の場合
⇒契約額の総額に3を乗じて得た額
- ②家賃などが月額20万円以上の場合
⇒60万円

●申請期限 令和3年1月29日(金)

詳しい内容や申請に必要な書類などについては、担当課や歌津総合支所に備え付けているほか、ホームページからダウンロードできます。



☎ 商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385

コンビニ交付サービスの利用を停止します



コンビニ交付システムのメンテナンスのため、12月9日(水)はサービスの利用を停止します。停止中は、南三陸町役場、歌津総合支所の窓口で、証明書の取得をお願いします。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

☎ 企画課企画情報係 ☎46-1371